

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成24年10月9日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
鳥取県
- 2 事業の種類
広域営農団地農道整備事業岩美地区（鳥取県鳥取市福部町久志羅字長清水地内から同市福部町中字西十八地内まで）
- 3 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成24年9月25日
- 4 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市福部町久志羅字菖蒲峠	702-1	山林	山林	3,409	不明	(収用) 1,426.61 (使用) 125.67	田中詩郎	鳥取市福部町久志羅289	なし	なし